

定し、取り組むこととしております。

会員事業場の皆様には、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本総会議案のご審議の程よろしくお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。  
よろしく申し上げます。

## 沖縄労働局長ご祝辞

沖縄労働局長 柴田 栄二郎

本日、ここに令和7年度の沖縄県労働基準協会通常総会が盛大に開催されましたこと、心よりお慶び申し上げます。

貴協会及び会員の皆様には、日頃より労働行政の円滑な運営につきまして、多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の雇用情勢は、国内外からの観光客の増加とともに、有効求人倍率が33ヵ月連続で1倍を超えるなど、改善傾向が続いており、人材確保が引き続き、喫緊の課題となっております。

こうしたなか、昨今の物価上昇などにより、求職者はこれまで以上に賃金などの求人条件に関心を持っております。

そのため、人材確保には、生産性向上による賃上げや働き方改革による労働環境の改善等が不可欠となっている状況にあります。

そのような状況の中、働き方改革関連法により、令和6年4月から自動車運転者、建設業、医師、砂糖製造業の職場における、時間外労働の上限規制が適用され、2年目となっております。既に適用されている多くの職場も含め、遵守していただく必要があります。

労働局では、働き方改革推進支援センターを設置しており、時間外労働の上限規制への対応をはじめ、働き方改革の各種相談に加え、中小企業に対する賃金引上げ等の環境整備のための各種助成金のご案内もしておりますので、積極的にご活用頂きますよう、お願い申し上げます。

また、県内の労働災害による死傷者数は、昨年、過去最多となりました。

6月1日には、熱中症を生じるおそれのある作業において、

- ・ 熱中症が疑われる者が出た場合の連絡体制の整備
- ・ 熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順の周知を事業者に義務付ける改正労働安全衛生規則が施行されました。

熱中症は、早期に適切な措置を講ずることができれば、必ず重篤化を防ぐことができる疾病です。

これから本格的に暑くなりますので、いま一度、事業場内での対策をご確認いただき、必要に応じて見直しを行っていただきますようお願いいたします。

加えまして、無理な納期設定、作業方法の指定、経費の算定等により労働災害が起こる可能性があることから、受注者が仕事を発注する際は、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならないことを明確にするために、改正労働安全衛生法が施行されました。

併せまして、定期健康診断における有所見率も、全国最下位は脱したものの、いまだ全国で最も高い水準が続いております。

労働局では、労働災害の減少に向けて、転倒災害の防止、高齢者の労働災害防止に取り組むとともに、労働者の健康増進のため、「うちなー健康経営宣言」登録数の拡大などに取り組んで参ります。

また、我が国では、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しており、その課題を解決するため、男女とも仕事と育児・介護を両立できるよう、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための雇用環境整備など、令和7年4月1日から段階的に、改正育児・介護休業法が施行されました。

労働局では、個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現していくことを目指し、周知広報に力を入れて参ります。

事業者や労働者が、共に働きやすい、安全で安心な職場環境の整備は、人材確保・人材の定着にもつながる重要な経営課題でございます。貴協会及び会員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、島袋会長をはじめ役員の皆様の下、貴協会がますますご発展されますこと、また、会員の皆様のご健勝とご発展を心より祈念いたしまして、私からの祝辞とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

## 令和7年度 沖縄県産業安全衛生大会



特別  
講演

「碧き国琉球のコミュニケーション術」

講師 賀数 仁然 氏

(琉球歴史文化研究所クボウグランデ)

10月10日(金) 14:00～ 会場 ラグナガーデンホテル